

～ 拡声機を使用される皆様へ ～

# 拡声機の使用制限について

拡声機の使用は、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」によって制限されています。拡声機を使用する場合には、誰でも条例に定められた事項を遵守しなければなりません。

## 1 遵守しなければならない事項

区分	商業宣伝			商業宣伝以外 (注)に定める 場合は除く
	病院、学校等の 周辺	航空機から 機外へ	屋外又は屋内 から屋外へ	
使用可能な時刻	午前 10 時から 午後 6 時まで	午前 10 時から 午後 6 時まで	午前 10 時から 午後 8 時まで	制限なし
使用期間	1 回 10 分間以内、次 の使用までの 10 分 間は使用禁止	日曜日、祝日は 使用禁止	制限なし	制限なし
騒音の 大きさ	第 1 種区域	50 デシベル	—	55 デシベル
	第 2 種区域	55 デシベル	—	60 デシベル
	第 3 種区域	65 デシベル	—	70 デシベル
	第 4 種区域	70 デシベル	—	75 デシベル
測定地点	10m 先	—	10m 先	10m 先
(注)・ 広報、その他の公共の目的のために拡声機を使用するとき。 ・ 公職選挙法に基づく選挙運動のために拡声機を使用するとき。 ・ 祭礼、盆踊り、運動会その他これらに類する一時的行事のために拡声機を使用するとき。				

第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 2 種区域	第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域以外の区域	第 4 種区域	工業地域、工業専用地域

※ 第 1 種～第 4 種区域について、具体的な地点がどの区域にあたるかについては、当該市町の環境保全担当課へ確認してください。

## 2 使用制限命令、罰則

1 に示されている事項に違反して拡声機を使用することにより、その周辺的生活環境が著しく損なわれているときは、拡声機の利用者に対して、その使用の停止その他必要な措置をとるよう命令されます。

また、改善命令に従わないときには、罰則が適用されます。

●本資料（規制内容）に関するお問い合わせは、こちらまで●

静岡県 暮らし・環境部 環境局 生活環境課 大気水質班（騒音・振動担当）
電話番号 054-221-2253 FAX 番号 054-221-3665
メールアドレス seikan@pref.shizuoka.lg.jp

※ 拡声機の騒音にお悩みの方は、市役所・町役場の環境保全担当課へ御相談ください。